大阪医科薬科大学薬学部 生涯研修認定薬剤師認定基準

(令和4年9月16日施行)

- 1. 大阪医科薬科大学薬学部薬剤師生涯研修認定制度規程(以下、「規程」という。)第3条及び第6条に基づき、生涯研修認定薬剤師の認定に必要な基準を定める。
- 2. 生涯研修認定薬剤師の初回認定に必要な単位は、次のとおりとする。
 - (1) 4年以内に40単位(毎年5単位)以上修得
 - (2) 40単位の内、大阪医科薬科大学薬学部薬学生涯学習センター(以下、「センター」 という。)が主催・共催する事業で10単位以上修得
- 3. 更新に必要な単位は、次のとおりとする。
 - (1) 3年以内に30単位(毎年5単位)以上修得
 - (2) 30単位の内、センターが主催・共催する事業で10単位以上修得
- 4. 上記 2. (1) 及び 3. (1) の年限の半ばに出産、病気、その他やむを得ない 理由がある と大阪医科薬科大学薬学部薬学生涯学習センター運営委員会(以下、「委員会」という。) が認めた場合は、その期間分は年限を延長することができる。
- 5. 単位認定対象は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) センターが主催または共催する事業
 - ① 薬剤師生涯学習プログラム(集合研修)
 - ② 実践・実技セミナー
 - ③ インターネット研修(同時配信による集合研修)
 - ④ 在宅研修システム (e-ラーニング講座)
 - ⑤ 同窓会主催の講演会
 - (2) 学会発表
 - (3) 論文発表(查読審查付)
 - (4) 自己研修
 - (5) 他の認証機関の実施事業及びセンターが認定した機関が行う研修事業並びにセンターが認める学会の学術事業
 - (6) その他、委員会が認めた新規事業
- 6. 単位の基準は、別表のとおりとする。
- 7. 前項の単位修得は、「生涯研修認定薬剤師研修手帳」に貼付された単位のシールにより確認する。
- 8. 生涯研修認定薬剤師の認定にかかる事務は、薬学学務部教務課が行う。

9. この基準の改廃は、委員会が行う。

附 則

この基準は、令和4年9月16日から施行する(認証機構により認証を受けた日)。

別表

| 集合研修 | | 90 分 | 1 単位 |
|------------------------------|---------|-------|------|
| 実践・実技セミナー | | 120 分 | 1 単位 |
| 在宅研修システム (e-ラーニ) | ノグ講座) | 90 分 | 1 単位 |
| インターネット研修 | | 90 分 | 1 単位 |
| 学会発表 | ・発表者 | | 2 単位 |
| 論文発表(査読審査付) | • 共同発表者 | | 1 単位 |
| | • 筆頭著者 | | 5 単位 |
| | ・共著者 | | 2 単位 |
| 自己研修 | | 240 分 | 1 単位 |
| その他の新規事業においては、委員会にて単位数を決定する。 | | | |